東京都健康推進プラン21(第三次)の骨子(案)(各分野)

第5章(総合目標及び各分野の目標と取組)の構成

構成	内容
分野別目標	都民や関係機関が取り組む共通の目標として設定
1 現状と課題	都民の健康に関する現状と課題
2 望ましい姿	都民の健康づくりの取組が進んでいる状態(望ましい姿)
3 分野別目標の指標	指標、現状値、ベースライン値、指標の方向を記載 中間評価及び最終評価を行う年度にデータの把握が可能な、調査・統計年を記載
4 都民及び推進主体の取組	都民と推進主体(区市町村、学校等教育機関、保健医療関係団体、事業者・医療保険者、 NPO・企業等)がそれぞれ実施すべき取組を記載
5 取組の方向性	当該分野において、今後進めていく施策の方向性を記載 追加

総合目標及び各分野の目標と取組 (総合目標)

健康寿命の延伸

1 現状と課題

- ○65歳健康寿命(要介護2以上)は、男女とも概ね延伸。令和3年の65歳健康寿命は、男性で83.01歳、女性で86.19歳
- ○都の健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)は、男女とも延伸。令和元年の男性は72.94歳で、全国72.68歳と比べて長いが、 女性は74.55歳で、全国75.38歳と比べて短い
- ○誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすためには、健康寿命の延伸を実現する必要がある
- ○生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、生活機能の維持・向上等により、不健康な期間を短縮し、健康寿命の延伸を図る 必要がある

2 望ましい姿

- ○高齢期に至るまでの間に心身の健康が大きく損なわれない
- ○たとえ病気になっても重症化や健康障害に至らず、心身の健康を維持し続けている

3 指標

健康格差の縮小

1 現状と課題

○区市町村別65歳健康寿命(要介護2以上)の最大値と最小値の差は、令和3年の男性は2.65年、女性は2.04年で、概ね同程度で推移

2 望ましい姿

- ○住民の生活習慣の状況や健康状態、区市町村の健康づくりへの取組状況などについて、区市町村間の違いが把握されている
- ○地域間の健康格差の縮小に向けて、社会的な健康づくりの機運醸成や環境整備が、全都的に行われることで、都民一人ひとりが、 住んでいる地域にかかわらず、日常生活に必要な機能を維持できている

3 指標

栄養・食生活

分野別目標

適切な量と質の食事をとる人を増やす

1 現状と課題

- ○野菜、果物は摂取量が少ない場合、がんのリスクが上がるとされており、不足しないことが推奨
- ○循環器疾患等との関連性を鑑み、減塩に関する一層の取組が必要
 - ▶生活習慣の改善に向け、健康的な食生活の推進のための普及啓発や環境整備が必要
 - ▶区市町村や職域等の関係機関における取組を推進することが必要

2 望ましい姿

- ○あらゆる年代の人が、適切な量と質の食事をとり、心身の健康を保つための望ましい食べ方をしている
- ○若い女性のやせや高齢期の低栄養の防止など、栄養状態が改善
- ○人々がより健康的な食生活を送れるようにするための環境が整っている
- **3 分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり

- ○都民
 - ・生活習慣病の予防における栄養・食生活の重要性を理解し、健康的な食生活を習慣的に続ける。
 - ✓主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をとるよう心がける。
 - ✓食塩のとりすぎや野菜・果物不足にならないよう注意する。
 - ・年齢や生活状況に応じた適切な食事量を把握し、適正な体重維持に努める。

栄養・食生活

4 都民及び推進主体の取組

- ○区市町村
 - ・健康的な食生活に関する知識を普及する。
 - ・健康的な食生活を実践しやすい環境を整備する。
- ○保健医療関係団体
 - ・健康的な食生活の意義や栄養に関する知識を分かりやすく普及啓発する。
 - ・栄養相談や栄養指導を通じて、健康的な食生活を実践できるよう支援する。
- ○事業者・医療保険者
 - ・健康的な食生活に関する知識を普及する。
 - ・健康的な食生活を実践しやすい環境を整備する。
 - ・事業者と医療保険者が連携し、従業員の生活習慣病の予防・健康づくりの取組を推進する。
- ○NPO・企業等
 - ・生活習慣病の予防に配慮したメニューや食品を開発・提供する。
 - ・都民が適切に食品を選択できるよう、栄養成分表示など栄養・食生活に関する情報提供を実施する。

- ○内食の工夫や外食・中食を利用する際の留意点、バランスの良い食事の重要性の啓発など、健康的な食生活のための都民が実践しやすい施策 の展開
- ○都民の意識・行動変容を促すため、適切な量と質の食事を誰もが選択できるような食環境の整備

身体活動・運動

分野別目標

日常生活における身体活動量(歩数)を増やす

1 現状と課題

- ○生活環境の変化により、日常生活の様々な場面における歩数が減少
- ○長時間の座位行動は様々な健康被害をもたらす
 - ▶生活習慣の改善に向け、日常生活における身体活動量の増加のための普及啓発及び環境整備が必要
 - ▶区市町村や職域等の関係機関における取組を推進することが必要

2 望ましい姿

- ○身体活動・運動の意義を理解し、健康づくりに理想的とされる1日当たり8,000歩以上の歩行や習慣的な運動に取り組んでいる
- ○運動の機会や時間を持つことが難しい人は、日常生活の中で丁夫して身体活動を増やしている
- ○あらゆる年代の人が身近なところで気軽に運動を楽しんでいる
- 3 分野別目標の指標 資料7-2のとおり

- ○都民
 - ・身体活動・運動の意義を理解し、工夫して日常生活における身体活動量を増やす。
 - ✓習慣的に運動を実践する。
 - ✔日常生活の中で意識的に歩く。
 - ✓座位時間を減らす。

身体活動・運動

4 都民及び推進主体の取組

- ○区市町村
 - ・身体活動・運動の意義や身体活動量を増やす方法について、普及啓発を行う。
 - ・身体活動量を増やしやすい環境を整備する。
- ○保健医療関係団体
 - ・身体活動量を増やす意義や方法に関する正しい知識について、普及啓発を行う。
 - ・患者が身体活動量を増やすことができるよう、運動指導などの支援を行う。
- ○事業者・医療保険者
 - ・身体活動量を増やす意義や方法について、普及啓発を行う。
 - ・身体活動量を増やしやすい環境を整備する。
 - ・事業者と医療保険者が連携し、従業員の生活習慣病の予防・健康づくりの取組を推進する。
- ○NPO・企業等
 - ・子供や高齢者等、多様な世代が参加できる運動の機会を提供する。
 - ・地域の住民が参加できるウォーキングやスポーツ事業などについて、情報提供する。

- ○生活動線を活用した歩行の促進など、身体活動量の増加に向けた都民が実践しやすい施策の展開
- ○都民の意識・行動変容を促すため、個人へのアプローチに加え、生活環境へのアプローチが必要

喫煙

分野別目標

20歳以上の者の喫煙率を下げる

1 現状と課題

- ○20歳以上の者の喫煙率は総数、男性、女性のいずれも改善傾向だが、目標には届いていない
 - ▶喫煙は、がんを始めとする多くの疾患のリスクを高めるとされており、喫煙率減少に向けた取組が必要

2 望ましい姿

- ○たばこの健康影響を理解し、禁煙を希望する人は、支援を受けながら禁煙に取り組んでいる
- ○20歳未満の者、妊婦、糖尿病・循環器病等の患者は喫煙していない
- ○健康増進法及び都条例に基づく受動喫煙対策がとられ、喫煙禁止場所以外での喫煙時も、受動喫煙に関する周囲への配慮がされている
- **3 分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり

4 都民及び推進主体の取組

- ○都民
 - ・喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について正しい知識を持ち、適切な行動をとる。
 - ✓ 禁煙希望者は必要に応じて薬や禁煙治療を活用し、禁煙を成功させる。
 - ✔ 妊婦・授乳中の女性は、胎児や乳幼児への健康影響等について正しく理解し、喫煙をしない。
 - ✓ 喫煙禁止場所で喫煙しないなど、ルールやマナーを守る。
 - ✔ 喫煙禁止場所以外での喫煙時も周囲の状況に配慮し、他人に受動喫煙を生じさせることのないよう努める。
 - ✔ 喫煙に関する標識を確認し、受動喫煙を受けないよう、利用する店舗等を選択する。

○区市町村

- ・喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について、普及啓発を行う。
- ・母子保健事業等を通じて、妊婦・授乳中の女性の喫煙防止、妊婦・授乳中の女性や乳幼児・20歳未満の者に対する受動喫煙対策に取り組む。
- ・区市町村施設において、健康増進法及び都条例を遵守した受動喫煙対策を実施する。
- ・保健所設置区市は、管内施設に対し、健康増進法及び都条例に基づく受動喫煙対策を推進する。
- ・禁煙を希望する人への情報提供や支援を行う。

喫煙

4 都民及び推進主体の取組

- ○学校等教育機関
 - ・20歳未満の者の喫煙を未然に防止し、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響に関する理解を図る教育を推進する。
 - ・健康増進法及び都条例を遵守した受動喫煙対策を実施する。
- ○保健医療関係団体
 - ・喫煙・受動喫煙による健康障害の予防、早期発見、早期治療、重症化予防の観点から、支援する。
 - ・健康増進法及び都条例を遵守した受動喫煙対策を実施する。
 - ・専門性を生かし、学校等、地域の推進主体による健康教育事業に協力する。
- ○事業者・医療保険者
 - ・喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について、普及啓発を行う。
 - ・禁煙を希望する人への情報提供や支援を行う。
 - ・健診等の機会を活用し、禁煙が必要な人に対して禁煙支援を行う。
 - ・健康増進法及び都条例を遵守した職場の受動喫煙対策を実施する。
 - ・事業者と医療保険者が連携し、従業員の生活習慣病の予防・健康づくりの取組を推進する。
- ○NPO・企業等
 - ・20歳未満の者へのたばこの販売、提供を行わない。
 - ・施設の特性に応じ、健康増進法及び都条例を遵守した受動喫煙対策を実施する。
 - ・喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について、普及啓発を行う。

- ○喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙方法等に関する情報提供
- ○禁煙を希望する都民が禁煙できるようにするために区市町村等が行う取組を支援
- ○学校等教育機関と連携した20歳未満の者向けの喫煙防止等に関する普及啓発
- ○健康増進法や都条例に関する都民や事業者の正しい理解の促進・定着を図り、区市町村や関係機関等と連携して受動喫煙防止の取組を推進

休養・睡眠

分野別目標

より良い睡眠がとれている人の割合を増やす

1 現状と課題

- ○適切な睡眠時間は個人差があり、性・年代により課題や睡眠の障害は異なる
- ○休養・睡眠は、こころのゆとりや余暇の充実のほか、身体活動・運動や栄養・食生活などの他の生活習慣とも関連
 - ▶より良い睡眠の確保に向け、職域との連携による働く世代への取組、性別や世代における特性や課題を踏まえた取組が必要
 - ▶区市町村や職域等の関係機関における取組を推進する必要

2 望ましい姿

- ○睡眠や余暇が日常生活の中に適切に取り入れられた生活習慣を確立
- ○睡眠による休養を感じられており、睡眠時間が十分に確保できている
- ○眠ろうとしても眠れないことが続いた場合には、医療機関を受診するなど早期対応
- **3 分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり

- ○都民
 - ・適切な睡眠の意義やとり方を知り、睡眠時間を確保し、休養をしっかりとる。
 - ・睡眠障害が続く場合は、必要に応じて医療機関を受診する。
 - ・趣味の活動などを通じて、余暇時間を充実させる。

休養・睡眠

4 都民及び推進主体の取組

- ○区市町村
 - ・適切な睡眠の意義やとり方について、普及啓発を行う。
 - ・運動施設等の利用促進や地域活動の推進により、余暇活動の充実を支援する。
- ○保健医療関係団体
 - ・適切な睡眠の意義やとり方について、普及啓発を行う。
 - ・患者の生活実態に合わせ、適切な睡眠のとり方について、指導・助言する。
 - ・睡眠に関する相談を受け、必要に応じて医療機関や相談窓口を紹介し、治療に結びつける。
- ○事業者・医療保険者
 - ・適切な睡眠の意義やとり方について、普及啓発を行う。
 - ・適切な睡眠をとることができるよう環境整備を行う。
 - ・事業者と医療保険者が連携し、従業員の生活習慣病の予防・健康づくりの取組を推進する。
 - ・余暇活動の充実を支援する。
- ○NPO・企業等
 - ・適切な睡眠の意義やとり方について普及啓発を行う。
 - ・より良い睡眠をサポートする製品やサービスの開発・提供などを行う。
 - ・スポーツや趣味など、余暇時間を充実させる活動を提供する。
 - ・都民が楽しみを共有し、周囲の人々と協力し合うような活動を提供する。

- ○より良い睡眠のための生活習慣の確立や就寝前からの環境整備の重要性の啓発など、都民が実践しやすい施策の展開
- ○適切な睡眠の意義やとり方について、職域と連携した取組の推進

飲酒

分野別目標

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす

1 現状と課題

- ○生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合は、男性は改善に対し、女性は中間評価から悪化傾向継続
- ○飲酒はがんなどの生活習慣病のリスクを高めるほか、こころの健康や休養・睡眠とも関連
 - ▶牛活習慣の改善に向け、飲酒が及ぼす健康への影響について啓発が必要
 - ▶区市町村や職域等の関係機関における取組を推進することが必要

2 望ましい姿

- ○飲酒の健康影響を正しく理解し、飲酒する場合は生活習慣病のリスクを高めない程度としている
- ○20歳未満の者、妊婦、授乳中の女性は飲酒していない
- **3 分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり

- ○都民
 - ・飲酒が及ぼす健康への影響について、正しい知識を持ち、実践する。
 - ・飲酒ではなく、趣味やスポーツなどの方法によりストレスをコントロールする。
 - ・飲酒量をコントロールできない場合は、専門家に相談する。
 - ・妊婦や授乳中の女性は、胎児や乳児への健康影響について正しく理解し、飲酒しない。
 - ・20歳未満の者は飲酒をしない。周囲の大人は、20歳未満の者による飲酒を看過しない。

飲酒

4 都民及び推進主体の取組

- ○区市町村
 - ・飲酒が及ぼす健康への影響や、個人の特性に応じた飲酒に関する正しい知識について、普及啓発を行う。
 - ・相談体制や専門機関等とのネットワークを整備し、連携を図る。
 - ・母子保健事業等を通じて、妊婦・授乳中の女性の飲酒防止に取り組む。
- ○学校等教育機関
 - ・学習指導要領に基づき、20歳未満の者の飲酒禁止と、飲酒が及ぼす健康への影響に関する理解を図る教育を推進する。
 - ・20歳以上の生徒に対し、飲酒事故の危険について注意喚起するとともに、飲酒の強要の禁止を徹底する。
- ○保健医療関係団体
 - ・飲酒による健康障害の予防、早期発見、早期治療、重症化予防の観点から支援する。
- ○事業者・医療保険者
 - ・飲酒が及ぼす健康への影響や、個人の特性に応じた飲酒に関する正しい知識について、普及啓発を行う。
 - ・特定健診・特定保健指導を活用し、生活習慣病のリスクを高める量を習慣的に飲酒している人や、家庭や職場で問題を起こすような 可能性が高い飲酒をしている人を把握し、健康への影響や相談機関等について情報提供する。
 - ・事業者と医療保険者が連携し、従業員の生活習慣病の予防・健康づくりの取組を推進する。
- ○NPO・企業等
 - ・20歳未満の者へのアルコール飲料の販売・提供を行わない。
 - ・飲酒が及ぼす健康への影響や、個人の特性に応じた飲酒に関する正しい知識について、普及啓発を行う。

5 取組の方向性

○飲酒が及ぼす健康への影響や、個人の特性に応じた飲酒に関する正しい知識についての普及啓発の推進

総合目標及び各分野の目標と取組(個人の行動と健康状態の改善【領域1】-生活機能の維持・向上【区分3】)

こころの健康

分野別目標

うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす

1 現状と課題

- ○支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている者(K6の合計点数10点以上)の割合は、男性に比べて女性でその割合が高く、世代別では働く世代でその割合が高い
 - ▶十分な休養、適度な運動等の望ましい生活習慣によりストレスを上手に解消するなど、日常生活の中でストレスをためないことの大切さを 啓発する必要

2 望ましい姿

- ○ストレスに上手に対処するとともに、必要に応じ、早期に適切な支援を受けることで、うつ傾向や強い不安を持たずに生活
- **3 分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり

- ○都民
 - ・ストレスへの対処法に関する正しい知識を持ち、日常生活で実践する
 - ・自分や周囲の人のこころの不調に気づいた場合は、早期の相談や受診を勧める
- ○区市町村
 - ・ストレスへの対処法、自身や周囲の人のこころの不調に早めに気付く方法について、普及啓発を行う
 - ・自殺を予防するための対策を進める

総合目標及び各分野の目標と取組(個人の行動と健康状態の改善【領域1】 - 生活機能の維持・向上【区分3】)

こころの健康

4 都民及び推進主体の取組

- ○保健医療関係団体
 - ・かかりつけ医や専門医、産業医との医療連携を推進する
 - ・こころの健康に関する相談を受け、必要な支援につなげる
- ○事業者・医療保険者
 - ・ストレスへの対処法、自身や周囲の人のこころの不調に早めに気付く方法について、普及啓発を行う
 - ・ストレスチェックを実施し、従業員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ
 - ・事業者と医療保険者が連携し、従業員の生活習慣病の予防・健康づくりの取組を推進する。
- ○NPO・企業等
 - ・こころの健康に関する正しい知識の普及を行う

- ○十分な休養、食事、運動などの健康的な生活習慣の維持によりストレスとうまく付き合うなど、上手なストレスへの対処法を啓発
- ○自身や周囲の人のこころの不調に早めに気づく方法等について情報提供の推進

総合目標及び各分野の目標と取組(個人の行動と健康状態の改善【領域1】 - 生活機能の維持・向上【区分3】)

身体の健康

分野別目標

社会生活を営むために必要な機能を維持する

1 現状と課題

- ○□コモティブシンドローム(運動器症候群)は、運動器の障害によって立つ、歩くという身体能力(移動機能)が低下した状態
 - ▶□コモが進行すると、将来介護が必要になるリスクが高く、適度な運動を習慣づけ、体力を保つことが必要
 - ▶社会生活を営むために必要な機能を維持するには、運動機能をできる限り維持することが必要

2 望ましい姿

- ○□コモティブシンドロームの予防を意識して望ましい生活習慣を実践
- 3 分野別目標の指標 資料7-2のとおり

- ○都民
 - ・ロコモティブシンドロームを予防するための健康づくりに取り組む
- ○区市町村
 - ・ロコモティブシンドロームの予防に効果的な運動等について、普及啓発を行う

総合目標及び各分野の目標と取組(個人の行動と健康状態の改善【領域1】 - 生活機能の維持・向上【区分3】)

身体の健康

4 都民及び推進主体の取組

- ○保健医療関係団体
 - ・医療機関や薬局と専門機関等が連携しながら、身体の状態に応じた指導・支援を行う
- ○事業者・医療保険者
 - ・ロコモティブシンドロームの予防に効果的な運動等について、普及啓発を行う
 - ・健康的な高齢期を迎え、過ごすための健康づくりの必要性について、普及啓発を行う
- ○NPO・企業等
 - ・生活機能の維持に関する正しい知識の普及を行う

5 取組の方向性

○□コモティブシンドロームの予防等に関する正しい知識の啓発

総合目標及び各分野の目標と取組(ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり【領域3・区分5】)

女性の健康

分野別目標

ライフステージに応じた健康づくりを実践している女性の割合を増やす

1 現状と課題

- ○若年女性における健康課題の一つであるやせは、排卵障害(月経不順)や女性ホルモンの分泌低下、骨量減少と関連
- ○生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している20歳以上の都民の割合は男性が改善しているのに対し、女性は悪化傾向 一般に女性は男性に比べて肝臓障害等の飲酒による臓器障害をおこしやすく、アルコール依存症に至るまでの期間も短い
 - ▶女性の特性等を踏まえ、生活・労働環境等を考慮しつつ、人生の各段階における健康づくりの支援が必要

2 望ましい姿

- ○ライフステージに応じた健康づくりを実践し、生涯を通じて女性がいきいきと生活
- 3 **分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり

- ○都民
 - ・自らの健康に目を向け、健康づくりを実践するよう心掛ける
 - ・女性特有の健康問題について理解する
- ○区市町村
 - ・女性特有の健康問題に関する知識について、普及啓発を行う
 - ・女性の健康づくりに資する取組を推進する

総合目標及び各分野の目標と取組(ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり【領域3・区分5】)

女性の健康

4 都民及び推進主体の取組

- ○保健医療関係団体
 - ・女性の健康に関する情報提供をする
- ○事業者・医療保険者
 - ・女性特有の健康問題に関する情報提供を行う
 - ・女性の健康づくりに資する取組を推進する
- ○NPO・企業等
 - ・女性の健康づくりに資する取組を推進する

5 取組の方向性

○女性特有の健康問題に関する知識の啓発

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

分野別目標

社会とのつながりを醸成する

1 現状と課題

- ○地域で活動する団体数は増えているが、社会活動への参加は減少傾向
- ○専門家(機関)への相談が必要だと感じたときに適切な相談窓口を見つけることができた人の割合は5割程度で、減少傾向
 - ▶健康を維持・向上させるためには、生活習慣の改善とともに、社会活動等への参加など、社会や人とのつながりを醸成することが必要
 - ▶日頃から職場、地域で話しやすい関係(つながり)を築くことで、周囲の人がこころの不調に気づくような環境づくりが必要

2 望ましい姿

- ○就労、ボランティア、通いの場等の社会活動への参加を通じ、社会とのつながりを構築
- ○社会とのつながりが豊かになることで、心身の健康に良い影響が生じている
- **3 分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり

- ○都民
 - ・社会活動等への参加を通じて、社会とのつながりを醸成するよう心がける
 - ・職場や地域などで周囲の人のこころの健康状態に気を配り、不調の人がいる場合は、早期の相談や受診を勧める
- ○区市町村
 - ・社会とのつながりと健康状態が関係することについて、普及啓発を行う
 - ・社会とのつながりを醸成する
 - ・うつ傾向や不安の強い人に対して、周囲の人が支援しやすくなるよう、専門機関等との連携を図り、相談体制やネットワークを充実させる
 - ・こころの健康づくりにつながる地域活動の支援を行う

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

4 都民及び推進主体の取組

- ○学校等教育機関
 - ・児童・生徒や教職員が地域の行事に参加したり、地域住民が学校活動に参加することで、社会とのつながりを醸成する
- ○保健医療関係団体
 - ・専門性を生かした社会活動への協力を通じ、社会とのつながりを醸成する
 - ・かかりつけ医や専門医、産業医との医療連携を推進する
 - ・こころの健康に関する相談を受け、必要な支援につなげる
- ○事業者・医療保険者
 - ・社会とのつながりと健康状態が関係することについて、普及啓発を行う
 - ・余暇時間を活用して社会活動に参加できるよう支援する
 - ・他の推進主体と連携し、こころの健康に関する相談・支援体制を充実させる
 - ・ライフワークバランスを推進し、ストレスをためないような働きやすい職場づくりを推進する
 - ・ストレスチェックを実施し、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ
- ○NPO・企業等
 - ・社会活動の実施や協力を通じ、社会とのつながりを醸成する
 - ・相談窓口等の情報提供を行う

- ○区市町村における地域のつながりの醸成に向けた取組への支援
- ○こころの悩みを抱える人が、必要に応じて早期に適切な機関に相談できるよう、地域の相談・支援機関を広く周知

自然に健康になれる環境づくり

分野別目標

自然に健康な行動を取ることができる環境を整備する

1 現状と課題

- ○生活習慣の改善は、分野によって、世代や性別において、指標の達成状況に差がある
 - ▶自身の健康に関心を持つ余裕が無い方を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進することが必要

2 望ましい姿

- ○無理なく自然に健康な行動を取ることができるような環境整備が進み、健康的な生活習慣を実践
- **3 分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり

4 都民及び推進主体の取組

- ○都民
 - ・自然に健康的な生活習慣を実践する
- ○区市町村
 - ・幅広い世代を対象に、自然に健康な行動を取ることができるような環境を整備する など

- ○自然に健康な行動を取ることができるような環境整備の推進
- ○環境を整備する推進主体の取組を支援

誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

分野別目標

多様な主体が健康づくりを推進する環境を整備する

1 現状と課題

- ○近年、地方自治体のみならずNPO・企業等といった多様な主体による健康づくりが広まっている
 - ▶区市町村、保健医療関係団体、事業者・医療保険者、NPO・企業等の都民を取り巻く多様な主体の取組を促し、社会全体で都民の健康を 支えることが重要

2 望ましい姿

- ○多様な主体における取組が進み、生涯を通じて切れ目なく健康づくりを推進
- **3 分野別目標の指標** 資料 7 2 のとおり
- 4 都民及び推進主体の取組
- 5 取組の方向性
 - ○多様な主体による健康づくりの取組が進むよう支援